

目次

食品規格・基準／清涼飲料水

以下は平成26年現在の情報です。

食品規格・基準／清涼飲料水

炭酸清涼飲料

食品法の下には炭酸飲料基準が存在しない。しかし、スリランカ基準機関（SLSI）の管轄内に基準が1つあり、食品法における基準が公表されるまでは、これが食品法による事実上の基準となっている。SLSI基準（草案）のコピーを以下に示す。

スリランカ基準（SLS）炭酸清涼飲料規定(案)（第3版）

SLS 183

- 範囲：本基準では、炭酸飲料およびカフェイン入り調製飲料の要件、サンプリング法および検査方法を定める。
- 参照
 - ①SLS 79 食塩
 - ②SLS 102 数値の四捨五入に関する規則
 - ③SLS 143 食品衛生の一般原則
 - ④SLS 191 白糖
 - ⑤SLS 291 ガラス瓶入り炭酸水
 - ⑥SLS 398 瓶の蓋
 - ⑦SLS 428 検体無作為抽出法
 - ⑧SLS 427 包装済み食品の表示
 - ⑨SLS 464 蜂蜜
 - ⑩SLS 516 微生物学的検査材料
 - ⑪SLS 614 飲料水
 - ⑫SLS 772 糖蜜
 - ⑬SLS 883 ブラウンシュガー
 - ⑭SLS 1332 果実および野菜製品の検査方法
- 定義：本基準の目的のために、以下の定義が適用されるものとする。
 - 3.1カフェイン入り飲料：カフェイン源が何であるかにかかわらず、カフェインが存在するすべての飲料
 - 3.2炭酸飲料：水を基にした、溶存二酸化炭素を含有する非アルコール飲料であり、5.2に示される材料の1つ以上を含有することができる。
 - 3.3カフェイン入り調整飲料：水を基にした、カフェインおよび溶存二酸化炭素を含有する着香された非アルコール性飲料であり、炭水化物、アミノ酸、ビタミン、および5.2に示される材料の1つ以上を含有することができる。
 - 3.41日量：カフェイン入り調整飲料に関して1日量とは、表示に記載された使用方法に従って1日の消費が推奨されるべき、当該食品の最大摂取量を意味する。
- タイプ：当該製品は以下のタイプのものとする。
 - 4.1炭酸飲料
 - 4.2カフェイン入り調整飲料

- 材料：使用されるすべての材料は、スリランカ食品法（1980年第二十六号）およびそれに従って構成される（時折改正される通りの）規制に準拠するものとする。使用材料に設定される最大量については、上記食品法の規制が遵守されなければならない。

- 5.1基本原材料

- 5.1.1飲料水についてはSLS 614に従う。
- 5.1.2二酸化炭素の純度は19%以上とする。

- 5.2任意の原材料：5.1に示された材料に加え、以下の1つ以上を使用することができる。

- 5.2.1甘味料

- 5.2.1.1砂糖についてはSLS 191を参照。白糖についてはSLS 883を参照。
- 5.2.1.2非栄養性甘味料は、8.2 (b)に従って表示される製品に関するもののみとする。示されている最大量は、消費時の飲料に対するものである。
 - アスパルテーム -600 mg/L（最大）
 - アセスルファム-I -350 mg/L（最大）
 - スクラロース -300 mg/L（最大）
 - ネオテーム - 20 mg/L（最大）
- 5.2.2シロップとは、液体ブドウ糖、転化糖シロップ、果糖、デキストロース、液体甘蔗糖、イソグルコース、果糖ブドウ糖液糖であり、これらについてはSLS 464を参照し、糖蜜についてはSLS 772を参照。
- 5.2.3果汁は、粉末状果実、および生鮮果実または保存果実を基にしたものである。
- 5.2.4香料：天然香料物質、ネイチャーアイデンティカル香料物質、アーティフィシャル香料物質またはそれらの組み合わせとする。
- 5.2.5乳化剤/安定剤

INS番号(1)	添加物(2)	製品 1 リットル中最大許容量(3)
440	ペクチン	GMPによる制限
403	アルギン酸塩	同上
466	カルボキシメチルセルロースナトリウム	同上
407	カラギーナン	同上
414	アラビアガム（アカシアガム）	同上
418	ジェランガム	同上
415	キサンタンガム	5000 mg
452(i)	ヘキサメタリン酸ナトリウム (ポリリン酸ナトリウム)	1000 mg
445(iii)	エステルガム	100 mg
444	シヨ糖酢酸イソブチレート	500 mg
480	スルホコハク酸ジオクチル・ナトリウム	10 mg

- 5.2.6発泡剤

INS番号(1)	添加物(2)	製品 1 リットル中最大許容量(3)
999(i)	キラヤサボン	50 mg

- 5.2.7保存料：亜硫酸、安息香酸、ソルビン酸やそのナトリウム、カリウムまたはカルシウム塩。
- 5.2.8着色料
- 5.2.9カフェイン -（6.5を参照）
- 5.2.10キニーネ塩 -（6.6を参照）
- 5.2.11重炭酸ナトリウム（食品等級）
- 5.2.12食塩（SLS 79 を参照）
- 5.2.13アスコルビン酸

- 5.2.14酸味料：酢酸、クエン酸、酒石酸、リンゴ酸、フマル酸、乳酸や、そのナトリウム、カリウム、またはカルシウム塩（GMP）。オルトリン酸は、最大で質量の0,06%とする。
- 5.2.15ビタミンおよびミネラル
- 5.2.16ハーブエキス／茶エキス
- 5.2.17イノシトール
- 5.2.18アミノ酸
- 5.2.19炭水化物／麦芽エキス
- 5.2.20グルコノラクトン

● 要件

- 6.1衛生：製品は、SLS 143に規定の衛生的条件下で加工・包装・貯蔵・流通されなければならない。
- 6.2外観：透明な製品は、通常の貯蔵条件下で発泡性の透明度を有していなければならない。不透明の飲料は安定していなければならない。製品中に表面の膜および浮きかすは存在してはならない。瓶の口に錆びがあってはならない。
- 6.3香りおよび匂い：着香された製品は、心地よい特徴的な香りを有していなければならない。製品の香りは、表示において示されたまたは示唆された記載に合致していなければならない。製品には異臭があってはならない。
- 6.4炭酸化：製品は、検査される場合には付録Hに合致する以下の炭酸化の値を有していなければならない。
 - ソーダ水／ソーダ - 3.0ガス量、（最小）
 - 他の飲料 - 1.0ガス量、（最小）
 注：ガス量とは、通常の気圧で15.6℃の水が吸収するであろう二酸化炭素の量である。
- 6.5カフェイン
 - 6.5.1炭酸飲料は、AOA 979.08に定められた方法に従って検査される場合、150 mg/L以上のカフェインを含有してはならない。
 - 6.5.2カフェイン入り調整飲料は、AOA 979.08に定められた方法に従って検査される場合、100 mg/L以上のカフェインを含有していなければならない。
- 6.6キニーネ塩：トニック飲料は、付録Bに定められた方法に従って検査される場合、硫酸キニーネとして算出されるキニーネ塩を100 mg/L以上含有してはならない。
- 6.7他の要件
 - 6.7.1炭酸飲料およびカフェイン入り調整飲料は、表1列（4）に記載の方法に従って検査される場合、表1に記載の要件に適合していなければならない。

表1－他の要件

SI番号（1）	特徴（2）	要件（3）	検査方法（4）
I)	総可溶性固形物質量パーセント（最大）	16	付録C
ii)	二酸化硫黄含有量、mg/L、（最大）* +	50	付録D
iii)	安息香酸含有量、mg/L、（最大）*	120	付録E
iv)	ソルビン酸含有量、mg/L、（最大）*	300	付録E

注 * 製品が2つ以上の保存料を含有している場合、当該保存料の最大許容量の%として表される各保存料の量が算出されなければならない。これらの%の合計が100を超えてはならない。

+ 金属容器に詰められる製品は、二酸化硫黄を含有してはならない。

- 6.7.2カフェイン入り調整飲料は、表2列（4）に記載の方法に従って検査される場合、表2に記載の要件にも合致していなければならない。

表2－カフェイン入り調整飲料用のみ

SI番号（1）	物質（2）	1日量あたりの最大許容量（3）	検査方法（4）
i)	チアミン	40 mg	付録F
ii)	リボフラビン	20 mg	同上
iii)	ナイアシン	40 mg	同上
iv)	ビタミンB 6	10 mg	同上
v)	ビタミンB12	10 µg	同上

vi)	パントテン酸	10 mg	同上
vii)	タウリン	2000 mg	同上
viii)	グルクロノラクトン	1200 mg	同上
ix	イノシトール	100 mg	同上

- 6.8微生物学的要件：製品は、表3列（4）に記載の方法に従って検査される場合、表3に記載の最大量に適合していなければならない。

表3－重金属の最大許容量

SI番号（1）	重金属（2）	最大許容量（3）	検査方法（4）
i)	ヒ素（Asとして）、mg/L、最大	0.01	付録G
ii)	カドミウム（Cdとして）mg/L、最大	0.003	同上
iii)	鉛（Pbとして）、mg/L、最大	0.01	同上
iv)	スズ（Snとして）、mg/L、最大*	150	同上

*缶詰飲料用のみ

- 包装

- 7.1製品は、SLS 291.に合致するガラス瓶に詰められていなければならない。製品は、缶、食品等級のプラスチック容器、およびディスペンサー用の容器に詰めることもできる。
- 7.2容器はすべて清潔でなければならず、欠けた箇所、割れ目、および他の瑕疵を有してはならず、適切に密閉されていなければならない。ガラス瓶は、SLS 398に合致した気密性のある蓋で適切に密閉されていなければならない。瓶の蓋は、食品等級の材質の適切なライナーで内側を補強されていなければならない。プラスチック容器は、充填され蓋をされた後に漏れてはならない。瓶はすべて、充填前に洗浄／消毒過程を経ていなければならない。

- マーキングや表示

- 8.1容器のマーキングおよび表示は、容器本体のラベル上、または添付ラベルとして紙の上に、あるいは蓋の上に、印刷またはリトグラフにより表示がなされていなければならない。
- 8.2以下の事柄は、明瞭かつ消えないように容器表示にマークされていなければならない。
 - 類似製品の30%以上炭水化物甘味料を減少させた製品には、「低糖」（Lite/Light）または「砂糖カット」あるいは「無糖」と名前をつけることができる（砂糖%は表示に明記されなければならない）。
 - 非栄養性甘味料が砂糖の代替品として添加されている場合、場合によっては「非栄養性甘味料入り」および「エネルギー低減」または「砂糖無添加」あるいは「無糖」との記載が、製品名と併せて、または製品名にごく近接して含まれていなければならない。
 - ブランド名または商標、（存在する場合）
 - 製造者の名称および住所
 - スリランカにおける包装者または販売者
 - 食品添加物が添加されている場合は、食品添加物の名称または種類、およびINS番号
 - 原材料の完全なリスト
 - 「mL」または「L」単位の正味容量
 - 製造日
 - 賞味期限
 - バッチ番号およびコード番号

注1：製造日や賞味期限、バッチ番号は、瓶の表面に示すことができる。

注2：調整炭酸飲料については、一般名の下に他の説明があってはならない。

 - 表示の絵による説明は、使用された原材料に関して誤認を与えるものであってはならない。
 - 輸入製品の場合は、原産国
 - 保存方法の指示（存在する場合）
- 8.3カフェイン入り調製飲料のみについて、上記（8.2）に加え、表示には明瞭で消えないように以下の情報が示されていなければならない。
 - ミリグラム単位で表される、100 mLあたりの平均カフェイン量
 - 表2列（2）に記載の物質が存在する場合、表2列（3）に含まれる単位で表される当該物質
 - a)およびb)に従う記載は、栄養成分表により当該記載が明確に区別できる場合、表示の栄養成分表に隣接して、または栄養成分表の次に示すことができる。

- 以下の旨の注意書き
 - 当該食品は「12歳未満の子どもおよび妊娠中または授乳中の女性には推奨されない」
 - 当該食品は「カフェインを含有する」および「カフェインの影響を受けやすい人には推奨されない」
 - カフェイン入り調整飲料が表2の物質を1つ以上含有する場合、「1日あたりで（缶、瓶のmLにより）『1日量』を超える量を消費しない」旨の注意書きが記載されなければならない。
 - カフェイン入り調整飲料の容器表示には、該当飲料中のビタミン量を、「1日あたりの推奨量」または「安全で適切と推定される1日あたりの食事摂取量」あるいは該当するビタミンの「1日当たりの推奨摂取量」の割合または倍数として表す記載が含まれてはならない。
- 8.4マーキングおよび表示は、SLS 467 にも準拠していなければならない。
- サンプルング：本基準要件への準拠を確認するため、製品の代表検体は規定の通りサンプルングされなければならない。